○国土交通省告示第二百十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の二の規定に基づき、航空法施行規則第二百三十六条の二に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千百四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「平成二十二年」を「平成二十七年」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年六月二十四日から施行する。

○国土交通省告示第二百十九号

新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新千歳空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　新千歳空港内　北海道千歳市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第百九号を参照）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)飛行場に係る灯火の表誘導路灯の項灯質の欄中「蛍光放電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「十二カンデラ」を「二十カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十九年三月二十四日

○国土交通省告示第二百二十号

熊本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　熊本空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　熊本空港内及びその周辺　熊本県菊池郡菊陽町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成七年運輸省告示第百四十三号を参照）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十九年三月二十四日

○防衛省告示第四十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十四日　防衛大臣　稲田　朋美

期　間　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間

(ア)　北緯三八度五一分一一秒　東経一四二度二一分四七秒

(イ)　北緯三八度四四分一一秒　東経一四二度三一分四七秒

(ウ)　北緯三八度二一分一一秒　東経一四二度〇九分四七秒

(エ)　北緯三八度二八分一一秒　東経一四一度五九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十四日　防衛大臣　稲田　朋美

期　間　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　足摺岬沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空

(ア)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三一度三八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ウ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(エ)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(オ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十四日　防衛大臣　稲田　朋美

期　間　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、六月及び七月を除く期間は〇九〇〇から一六三〇まで、六月及び七月の期間は一二〇〇から一六三〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　遠州灘の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

一　六月及び七月を除く期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度一九分五七秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三七度四九分五五秒

(オ)　北緯三四度〇七分四六秒　東経一三七度四五分五〇秒

(カ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

二　六月及び七月の期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度二九分一四秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度〇五分一五秒　東経一三七度三六分一二秒

(オ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。